

## 第14回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 平成30年8月22日(水曜日)

午後 2時59分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 3時50分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画 平成29年度実施状況について

(2) 中核市移行について

(3) 上下水道事業の組織統合について

2 出席委員(25名)

委員長	須田浩和君	副委員長	高倉富士男君
委員	綿引健君	委員	堀江恵子君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	飯田正美君
委員	鈴木宣子君	委員	田口文明君
委員	大津亮一君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	栗原文隆君
委員	黒木勇君	委員	村田進洋君
委員	小川勝夫君	委員	渡辺政明君
委員	五十嵐博君	委員	伊藤充朗君
委員	安藏栄君	委員	高橋丈夫君
委員	袴塚孝雄君	委員	松本勝久君
委員	福島辰三君		

3 欠席委員(1名)

委員 内藤丈男君

4 委員外議員出席者(1名)

議長 田口米蔵君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 田尻充君 副市長 秋葉宗志君

市長公室長 武田秀君 政策企画課長 長谷川昌人君

総務部長 荒井宰君 総務部参事兼人事課長 田中誠一君

行政改革課長	川 上 悟 君	中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君
財 務 部 長	園 部 孝 雄 君	財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	鈴 木 吉 昭 君		
生活環境部長	川 上 幸 一 君	生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠 原 勤 君
環 境 課 長	林 栄 一 君	衛生管理課長	渡 邊 徳 子 君
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大曾根 明 子 君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小 山 忠 君
保健福祉部 参事兼 国民年金課長	川 津 英 臣 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 かおり 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
産業経済部長	小 田 木 健 治 君		
建 設 部 長	猿 田 佳 三 君		
都市計画部長	高 橋 涼 君	都市計画部 技 監 兼 住宅政策課長	木 村 勤 君
下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道部 副 部 長	弓 野 憲 一 君
下水道管理 課 長	鬼 澤 英 一 君	下水道整備 課 長	松 葉 光 隆 君
下水道施設 管理事務所長	渡 邊 裕 寿 君		
消 防 長	根 本 一 夫 君		
水道事業者 管 理 者	檜 山 隆 雄 君	水道部長	伊 藤 俊 夫 君
水道部参事 兼経理課長	青 木 貴 君	水道総務課長	梶 山 哲 君
料 金 課 長	島 孝 夫 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
給 水 課 長	梶 山 学 君	浄水管理事務 所 長	川原井 正 浩 君
教 育 長	本 多 清 峰 君	教育部長	増 子 孝 伸 君

6 事務局職員出席者

事務局長	小嶋正徳	君	事務局次長 兼総務課長	関谷	勇	君
議事課長	永井誠一	君	議事課長補佐	永井直人	君	
書記	武田侑未子	君	書記	矢吹友鏡	君	

午後 2時59分 開議

○須田委員長 お疲れさまでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第14回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、内藤委員が所用のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に入ります前に、6月4日付で村田委員が当特別委員会委員に選任されましたのでよろしくお願ひいたします。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在、御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは、異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況について、執行部より説明願ひます。

川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成29年度実施状況につきまして、総務部行政改革課作成資料に基づき御説明いたします。

まず、資料①をごらんください。

実施状況についての概要でございます。

1の行財政改革プラン2016についての項でございますが、こちらはプランの基本理念や5つの柱などについて記載してございます。こちらについての内容は、昨年度と同様になってまいります。

次の2の実施状況につきましては、3月31日現在におきまして、113項目の年度計画のうち、75項目が実施となり、66%の達成率となりました。昨年度の達成率69%と比較すると3%程度低くなってございます。昨年度と比較して達成率が低下したことから、なお一層、達成率の向上を目指して、積極的に改革を進めていく必要があると認識してございます。

あと、一番下の部分でございますが、財政的効果につきましては、受益者負担の適正化や未利用財産の処分などにより6億6,348万円の効果を上げているところでございます。

次に、資料をおめくりいただきまして、別紙でございます。

こちらでは113項目につきまして、実施したものをマル、一部実施にとどまったものを三角、未実施としたものをバツ、年度計画が終わっているものを横線でまとめたものでございまして、一番最後のページをごらんいただきたいのですが、先ほど申し上げましたとおり、実施の数は75、一部実施の数が38、未実施の数がゼロでございまして、次に下の表にございまして、実施の割合が66%、一部実施の割合が34%、未実施の割合がゼロ%ということになってございます。

説明につきましては、以上でございます。

○須田委員長 それでは、実施状況の概要について、執行部から説明がありましたので、何か質問等がございましたら発言願ひます。

中庭委員。

○中庭委員 質問したいと思います。

生活保護のところなんですけれども、ページは38ページです。生活保護の方の扶養義務者、すなわち親兄弟のところを訪ねて、そして金銭的な援助ができないかということで、平成29年度は212戸を訪ねていただきました。

しかし、現実には、みんな暮らしが大変で援助できないということで、援助額の実績はゼロ円ということになっています。

私は、やっぱりこれはますます生活保護を受けにくくする、親兄弟の仲たがいを一層させるということになってしまって、やっぱりやるべきではないと。法律的にも扶養義務というのは、義務ではないんです、生活保護上は。だから、そういう点では、これはやめるべきではないかというのが1つであります。

水戸市は、この扶養義務調査をやるに当たって、何名ぐらいの方が調査員としてやっているのか。そして、どんな中身をやっているのかお答えいただきたい。

それから2つ目は、就労指導の件なんですけれども、水戸市は毎年生活保護を脱却させるということで、働けということで、平成29年度の実績ではちょうど200人となっています。

しかし、現実的には病気がち、あるいはなかなか病気で動けないというのに、市役所に呼び出されて、働きなさいと言われて、ぐあいが悪いんだけど働かざるを得ないという方もいらっしゃるんですよ。実際はいるんですよ。いや、本当、伊藤委員、いるんですよ。

だから、そういう中身で、どういう基準で、どういう就労指導をしているのか。私のところには、病気になるのに、なかなか大変なのに月に1回呼び出される、ハローワークにも行きなさいというふうに言われている人もいらっしゃるということなので、だからどういうふうな指導をしているのか、この2つを質問したいと思います。

○須田委員長 答えますか。

大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 生活保護行政について、お答えしたいと思います。

まず初めに、扶養義務調査でございますけれども、現在は調査員2名で実施しております、生活保護法の扶養義務の取り扱いに基づきまして扶養義務者の扶養の可能性について調査しているものでございます。

次に、就労支援につきましては、嘱託員の就労支援相談員5名を配置いたしております、実施しております。

内容につきましては、稼働能力及び就労の意欲を有する者の就労を効果的に推進し、自立へと向けていくため、就労支援相談員がハローワークとの連携を図り支援に努めておるものでございます。

支援に当たりましては、被保護者の方の年齢、健康面、それからこれまでの職歴及び職業の選択等、本人の意思を十分に尊重しながら対応しているところでございます。

○須田委員長 中庭委員、今やっているのが2016年前期実施計画の実施とか一部実施、その他になりますよね。その部分に関してなんです、今答弁いただきましたけれども、それはもう各委員会に付託されている部分にまで踏み込んでいると思うんですよ。実施とか実施されていないことに対して、どういう問題な

のだということに対して、この委員会は論議するところですので、それを十分踏まえないと、今後答弁をさせないことも出てきますので、よろしくお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 いや、現実的にやっているんです、これ。例えば、扶養義務調査なんかもやっているんですけども、しかし、その中身がやはり親兄弟に……

○須田委員長 中庭委員、中身に関してはこの委員会で論議する場ではないと思っています。そうするとそれは決算特別委員会と同じで全部に関して内容に踏み込むこととなりますので、実施とか一部実施、それに対する問題点がある部分に対しての論議をここで行って、その他の部分に関しては、各委員会に付託されていますので、そちらでお願いします。

○中庭委員 だから問題点があるから私は指摘してるんですよ。

○須田委員長 実施してないんですよね。

○中庭委員 今、実施しているわけですよね。

○須田委員長 実施しているということですか。

○中庭委員 そう、実施している中でそういう親兄弟に訪問して実際に……

○須田委員長 中庭委員、申し上げますけれども、行財政改革調査特別委員会に関しては、行財政改革調査特別委員会内でこういうことやっていきますよという指針に関して実施しているか、実施していないかであって、その内容、中身について悪いとかという論議するところじゃないので、各委員会をお願いします。

○中庭委員 だって、この行革の委員会は、やっぱりやっている中身を……

○須田委員長 ほかにありませんか。

○中庭委員 いや、ちょっと待ってください。中身が問題なんですよ。

○須田委員長 指してませんよ。

○中庭委員 中身が問題ということについて、私は指摘しているんですよ。だから、改善していただきたいということを……

○須田委員長 その担当委員会で頑張ってください。

○中庭委員 改善していただきたい。

○須田委員長 その担当委員会をお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 なければ次に進みます。議事を進行します。

次に、中核市移行について、執行部から説明願います。

初めに、宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市移行推進課提出資料④中核市移行のスケジュールについて、御説明させていただきます。

スケジュールにつきましては、今年度末までの中核市移行の手續等を中心に記載しているものであります。2月にも提出している資料に一部修正を加えているものでございます。全体の流れにつきましては、既に御

説明済みですので割愛させていただきますが、右側の大きな四角囲みにありますように、現在、総務省、厚生労働省との協議資料の作成を進めているところでございます。協議資料につきましては、移譲事務や項目数などのさまざまな事項の記載が必要となりますが、中核市への移行年度である2020年度の推進体制につきましても、案として報告をすることになっております。

このようなことから、今年の2月、4月、そして今回の報告となっているところでございますが、報告させていただいた組織の方向性に基づきまして協議資料をまとめ上げ、来年1月を目途に総務省、厚生労働省に報告させていただく予定でございます。

資料④の説明につきましては、以上でございます。

○須田委員長 次に、川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 続きまして、中核市移行に伴う増加人数及び新組織の見込みについて、総務部行政改革課提出資料により御説明いたします。

資料⑤及び資料⑥をごらんいただきたいと存じます。

なお、資料⑥は、組織の変化を1枚にまとめた概要版となっておりますので、資料⑤の説明とあわせて随時ごらんいただければと存じます。

それでは、資料⑤の1の増加人数の見込みについてでございますが、中核市移行に伴う増加人数は、現時点の算定では、正職員83人、嘱託員6人を見込んでございます。正職員83人の増加の内訳につきましては、下の表1のとおりとなっております。まず保健所関係として59人の増、産業廃棄物関係といたしまして10人の増、福祉指導関係といたしまして7人の増、その他の移譲事務関係では7人の増、合計83人としてございます。

次に、2の新組織の見込みに移ります。

ここでは中核市移行に伴いまして新たに設置する組織と、そこに配置する人数、それから主な事務について、表の形で御説明を進めてまいります。

まず、表2の保健医療部でございます。部の総括を行う部長を1人配置いたします。こちらは事務職になります。それから、次に保健所には副部長級の所長を1人配置いたします。所長は医師を採用いたしまして、主な事務といたしましては、地域の保健、医療、福祉についての状況把握、それから医学的知識及び公衆衛生学的な知識に基づく判断などを担っていきます。

2ページをお開き願います。

保健総務課につきましては、17人配置いたします。そのうち4人が薬剤師となっております。課内には総務係のほか、医事薬事室及び地域医療対策室を設置いたします。

総務係の主な事務は、医師や歯科医師の免許等の15の資格に関する経由事務や統計、システムの維持管理、休日夜間緊急診療所の管理運営や献血事務などを担当してまいります。

医事薬事室では、病院、診療所及び助産所の許可申請や開設届の受理、それから報告徴収、立ち入り検査のほか、薬局の開設許可申請の受理、報告徴収、立ち入り検査等を担当してまいります。

地域医療対策室は、今年度の組織改正で保健センターに新たに設置した部署でございます。こちらでは地域医療に関する事務全般を担当してまいります。

続きまして、保健衛生課でございます。こちらには31人配置してまいります。そのうち獣医師が19人、薬剤師が7人となります。課内には、食品衛生係、環境衛生係、衛生検査係、食肉検査係のほか、動物愛護センターを設置いたします。

食品衛生係では、飲食店や食品製造業などへの許可や許可施設への監視業務、食品等の収去、食中毒事案の処理を担当してまいります。

環境衛生係では、興行場業、旅館業及び公衆浴場業の営業許可、報告徴収、立ち入り検査や理容所・美容所及びクリーニング所の開設届け出受理、報告徴収、立ち入り検査、それから犬の登録、予防注射などを担当してまいります。

衛生検査係では、食品衛生法、感染症法等に基づく理化学検査及び微生物検査を担当してまいります。

食肉検査係では、屠畜場における各種検査を担当してまいります。

3ページに移りまして、動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発のほか、未登録犬の捕獲・抑留、迷い犬の飼い主への返還を担当してまいります。

次に、地域保健課につきましては、29人配置してまいります。従来の保健センターの事務に加えまして、保健政策係では、体外受精及び顕微授精の費用助成を担当するほか、健康増進係では、特定給食施設に関する設置届け出受理や栄養管理の指導を担当してまいります。

4ページをお開き願います。

保健予防課でございます。こちらには15人配置してまいります。従来の保健センターの事務に加えまして、新たに予防衛生係では結核の検査、訪問指導、エイズ検査、性感染症の検査、相談を担当してまいります。

精神保健相談係では、精神医療に関する相談対応、それから退院支援に関する事務を担当してまいります。

保健所につきましては、以上の合計として94人体制といたしますが、そのうち保健センターからの移管分35人を含んでございます。

続きまして、表の3、生活環境部でございます。新たに廃棄物対策課を設置いたしまして、12人を配置してまいります。このうち2人はごみ対策課からの移管を含みます。

主な事務でございますが、管理係では、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設、それから一般廃棄物処理施設の設置許可、それから使用済み自動車の再資源化等に係る業者の登録受け付けを担当してまいります。

不法投棄対策室指導係では、産業廃棄物の不適正処理に対する指導を新たに行うこととあわせて、ごみ対策課で現在担っております一般廃棄物の不適正処理に対する指導や土地埋め立て等の規制に関する事務などを担当してまいります。

5ページをごらんください。

表4、福祉部でございます。こちらには新たに福祉指導課を設置いたしまして、11人を配置してまいります。11人のうち2人は福祉総務課から、さらに2人は介護保険課から移管してまいります。

指導第1係では、障害者福祉施設、児童福祉施設の指導監査や、これまで福祉総務課で担ってまいりました社会福祉法人の認可・廃止及び指導監査を担当してまいります。



指導第2係では、老人福祉施設、介護保険サービス事業所の指導監査を担ってまいります。介護保険サービス事業所のうち、地域密着型サービス事業所の指導監査につきましては、従来介護保険課において担ってきた事務を移管するものでございます。

資料⑤、資料⑥に係る説明は以上となります。

2月及び4月開催の特別委員会で資料としてお配りしたものにつきましては、今回改めて参考資料としておつけしておりますが、後ほど御参照いただければと存じます。

以上です。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら発言願います。

福島委員。

○福島委員 組織機構は資料でわかる。財政計画はないの。これだけ83人をふやせば、水戸市の財政負担があると。いや、これはないですよ、みんな国から来ますよという意味ですか。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

参考資料③をお開きいただきたいと思います。12ページになります。

こちらに財政的影響の試算を記載させていただいております。2016年11月時点の試算でございますが、(1)の経常的な経費でございます。歳入増加見込み額と歳出増加見込み額を見込んでおりまして、それがほぼ均衡していることから、毎年度の行政運営経費について財政負担が生じることはない、この時点において見込んでいるものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、財政負担は移行準備に係る経費23億円、保健所等整備費21億円、このお金はどこから出るの。国から来るの。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

移行に係る準備経費につきましては、前年度に交付税で3,000万円ほど入りますが、この23億円等の経費については、国の補助等はありません。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、23億円は市費を持ち出すということなの。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 こちらは国の補助がないので、それぞれ水戸市の負担となるものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、財政硬直化になると思うんだけど、今までやってきた事業が23億円分できなくなるわけだね。その負担割合とか経費を出すという、どこから出るかというのは一切書いていないんだ。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 この財源としましては、国からの電源立地交付金や財政調整基金などの活用により、財政的な対応をしていくこととしてございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 電源立地交付金なんか5億円か6億円の話だよ。それで、負担は全部水戸市でやっているんだから。だから、そういういいかげんなことを言われると、俺は頭にくるんだよ。23億円の金を電源立地交付金で出すって、じゃ、今まで電源立地交付金で払っていた分はやらないということなの。だから、俺らの質問に答えなきゃだめだよ。まだ計算していなければ計算していませんとか。影響力があるだろうよ、23億円もほかに負担する分の金が出てくるんだから。これはあくまでも一般財源から出るわけだ。だから、今日は答えられなければ、次回はきちんと財源の裏づけをきちんと出してくれよ、議会に。はい、いいよ。

○須田委員長 じゃ、前々からずっとこれは説明してきたことですので、もうちょっと整理して、予算のときにやるなり財政調整基金がどれぐらい入るのかそういうことを過去にもやってきたことですが、もうちょっと詳しくということで精査していただくということでお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは、ないようですので本件については終わりにして、次に上下水道事業の組織統合について、執行部から説明願います。

初めに、川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、上下水道事業の組織統合につきまして、総務部行政改革課作成資料に基づき御説明いたします。

資料⑦をごらんいただきたいと存じます。

まず1、これまでの経過でございます。

本市の下水道事業につきましては、事業の経営状況や資産状況の正確な把握を行うため、平成27年度に地方公営企業法の財務規定を適用いたしまして、公営企業会計制度を導入したところでございます。

また、財務規定に加えて、組織規定及び職員の身分取扱規定もあわせて適用する法の全部適用への移行につきましても、水戸市第6次総合計画3か年実施計画及び水戸市行財政改革プラン2016にも位置づけ、検討を進めてきたところでございます。

平成29年2月には、下水道事業への法の全部適用及び適用後の組織のあり方等、基本的な方向性を整理した基本方針を定めまして、法の全部適用にあわせまして、昭和28年から全部適用している水道事業との組織統合を行うこととしたものでございます。また、両事業の組織統合に向けた準備を推進するため、平成29年度に水道部水道総務課に上下水道統合推進室を設置したところでございます。

法の全部適用とはどういったことなのかということにつきまして、注釈部分において記載をしておりますとおり、3分野の規定がございます。まず、法における財務、組織、職員の身分取り扱い、これら全てを適用していくことが全部適用ということになります。

先ほど申し上げましたとおり、①の財務規定の適用は、既に平成27年度から適用しているところでございます。

今回の全部適用では、②と③を適用していくことになってまいります。②の組織規定の適用では、公営企業の業務を執行させるため、まず管理者を置くこと。それから、③の職員身分取扱規定での適用では、民間企業に類似する業務を行う公営企業の運営につきましては、給与や勤務体制、労働組合等の結成について、一般行政職員と異なる取り扱いをすることとされております。

続きまして、2、下水道事業の地方公営企業法の全部適用及び上下水道事業の組織統合に向けた基本方針、これは平成28年度に策定したものでございます。

先ほどの説明の中で、平成29年2月に基本方針を定めたことを申し上げましたが、その方針の内容を要約したものをこちらでお示ししております。

まず、移行の時期でございますが、平成31年4月1日を目途と定め、組織統合を行うことといたしました。

その方針につきましては、ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

3つの方針を定めておりまして、まず、(1)法の全部適用の目的といたしまして、下水道事業について、法の財務規定のみを適用する一部適用から全部適用へ移行することにより、公営企業としての機動性を高め、より一層の経営の合理化を図ること。

それから、(2)組織統合の目的といたしましては、上下水道事業の組織統合により、共通する事務の共同処理など、組織の合理化、事務処理の効率化を図るとともに、利用者である市民の皆様に関わりやすい組織を確立すること。また、水道事業における人的資源や企業経営に関する情報の蓄積を最大限に活用し、下水道事業に企業運営のノウハウを取り入れ、効率的な経営を推進することとございます。

(3)法の全部適用後の管理者のあり方といたしまして、公営企業としての一体性を確保するため、業務全般の権限を有する管理者につきましては、水道事業及び下水道事業を統括する一の管理者を置くことといたしました。

また、すみません、お手数ですが、1ページの最下段にお戻りいただきたいんですが、なお書きにございますとおり、水道事業及び下水道事業は、それぞれが独立採算の事業でございますことから、統合後も会計は事業ごとに経理を行ってまいります。

すみません、再び2ページをお開き願います。

続きまして、3、統合後の組織体制についてでございます。

まず、(1)全部適用に伴う事務の共同処理についてでございます。

法の全部適用に伴いまして、現在、市長部局で所管している下水道事業に係る総務、人事、契約、工事検査、出納事務を水道部の既存の組織で共同処理することによりまして、組織の合理化、事務処理の効率化を図ってまいります。

統合後の事務の所管につきましては、この下の表にございますとおり、水道部水道総務課、それから水道部経理課となってまいります。

次に、(2)組織体制の改正内容についてでございます。

統合後の組織体制についての改正内容は、表にございますとおり、上下水道局を設置し、下部組織として水道部、下水道部を置くこと。それから、次の段の水道事業及び下水道事業を統括する上下水道事業管理者

を置くことといたします。

なお、両部の再編やさらなる組織の合理化と事務処理の効率化につきましては、統合後の組織におきまして中長期的な視点から検討を進めてまいります。

3ページをごらんください。

現行組織と統合後の組織（案）をお示ししているものでございます。

組織の変更点について網かけをさせていただいております。また、先ほど申し上げましたとおり、上下水道局を設置して、一の管理者を置くこととしております。それから、共同処理を行う事務を所管する係につきましては、隅括弧をつけております。具体的には、統合後の組織の水道部水道総務課の総務係、契約管理係、それから経理課の経理係が対象になってまいります。

続きまして、4、今後のスケジュールの項でございます。

表に記載してございますとおり、本日の特別委員会での組織編成案の報告を行いました後、12月に条例改正案の提出を行い、4月に下水道事業の法の全部適用と組織統合を同時に行うものでございます。

12月の条例改正につきましては、水道部水道総務課作成の参考資料④で御説明いたします。

行政改革課からの説明は以上でございます。

○須田委員長 次に、梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、水道部水道総務課提出の参考資料④により御説明をさせていただきます。

上下水道事業の組織統合に当たりましては、関係条例等の改正が必要となってまいります。

改正条例案の提出時期につきましては、先ほど行政改革課から御説明のあったとおり、平成30年12月の第4回定例会を予定しているところでございます。

本資料におきましては、第4回定例会に提出を予定している条例につきまして一覧にまとめたものでございます。対象となる条例につきましては、1の水戸市事務分掌条例から最下段の13の水戸市水道事業給水条例までの13本について予定をしております。各条例の改正内容等につきましては、お手数でもお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら発言願います。

福島委員。

○福島委員 今、これは12月の定例会に提出ということだけれども、参考資料④の水道部水道総務課から出された各条例の変更に関するものが13件あります。そうすると、番号1、2、3は行政改革課、人事課、人事課、それから水戸市の債権管理条例は収税課、それから5から8まで下水道管理課、下水道管理課、下水道管理課、下水道管理課ときて、9から最後まで水道総務課となるわけですが、この条例の変更に当たっては、提案は一本でやるのか。どのように分割するのか、一本で人事案件から下水道の問題から、全部水道総務課でこの条例改正を提案するのか。

○須田委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいま福島委員からございました質問について、お答えをいたしたいと思っております。

ただいま資料として提出させていただきました13本の条例につきましては、議会への提出方法については、今後、関係各課と協議をしまして、提出方法を決めていきたいというふうに考えております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、当然、今度は議会も対応があるんですが、執行部から水道部と下水道部が一緒になって、地方公営企業法になる。だから、そういう面では議会として今まで産業水道委員会と都市建設委員会で分かれていたものが一本になるから、担当は一本であるからどのような審査をしてほしいか、そこら辺は議長宛てに申し出をしてもらいたい。そうすれば、議会でも対応する。そういうことにならないとできないから、委員長、そこら辺の取り計らいをお願いします。

○須田委員長 はい、わかりました。

ほかに。

高橋委員。

○高橋委員 平成27年度に、下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用して、公営企業会計に移っておりますけれども、それによって今説明がありましたように、その財務規定に合わせた全部適用の3分野の規定によって、今後、下水道事業の組織統合に向けた基本方針の趣旨については、私も今説明があったように理解をさせていただきました。

ただ、その中で1つ気になることがあるんですけれども、今、福島委員からも質問がありましたように、今後のスケジュールについては、今年の8月、今日のことかと思うんですが、この特別委員会の開催を最後にして、12月の定例会でその条例改正の案を提出するという今説明があったわけですが、そうすると、今日の特別委員会の開催というものが、上下水道統合のいわゆる最後の報告だというふうに理解してよろしいんですか。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの高橋委員からの御質問にお答えいたします。

本日、初めてこの上下水道の組織について、資料をお示しさせていただいたところでございますので、その議論の熟度というものがまだ十分ではないということでございましたら、再度御審議いただきたいと存じます。

○須田委員長 高橋委員。

○高橋委員 それと、統合後の組織案なんですけれども、上下水道事業の管理者を頂点として水道部と下水道部の2つに分かれます。これもこれでいたし方がないのかなと私は趣旨は理解できます。

その中で、今、福島委員からも質問がありましたように、この統合された後の案件の審議状況についてなんですが、これは果たして今までのように、下水道部は都市建設委員会で議論をしまして、水道部については産業水道委員会で議論をしました。これから一緒になるわけですから、これをどちらかに限定しなければなりませんよね。産業水道委員会でやるのか、あるいは都市建設委員会でやるのか。そういうことを考えたときに、今、下水道部の中でもいろいろ多かれ少なかれ問題があります。それは、公共下水道の認可区域を設定している中においても、接続していない家屋があるんですね。その入ってこない税収が約3億円近い金があるんです。こういうことも、今後、統合することによって、下水道も安心してこの未収入の財源確保に

ついてもゆっくり取り組めるということで、こういう今回、このような水道部と下水道部に分けたということは、大変断腸の思いかもしれませんが、これからすばらしい結果が出るものと私は期待をしています。

その中で、委員長にもちょっとお聞きしたいんですが、来年の4月1日から法の全部適用、組織の統合ということで今後のスケジュールに入っておりますけれども、これまでの間にその議論する場所が都市建設委員会なのか、あるいは産業水道委員会なのか、右か左か、これはどちらかに方向性を出さなければならないかと思うんですよ。その議論する場というのは、やはり特別委員会で議論するんですか。それとも、議会運営委員会で議論をするのか、その辺の方向性については執行部ともよく協議して、詰めていかなければならないかと思うんですが、その部分についてはいつごろまでに決めて、そしてどの委員会で決めるのか、その辺ははっきりしていただきたいと思います。

**○須田委員長** 付託の委員会に関しては、私たちのこの委員会には決定権がないと思っておりますので、議会運営委員会等で決めていく。それが、産業水道委員会なのか都市建設委員会なのか、もしくは可能性としてはこの委員会なのか、そこら辺に関しては、議会運営委員会の中で決まっていくという形だと思っています。

ただ、私の所見を申し上げますと、論議に対しては当然足りないのが事実でありますので、これからやっていくに当たって、もうちょっと深い論議をしていく場所は必ず提供すべきだと思っておりますので、そこら辺は議会運営委員会等で決定後、私たちは速やかに従うということでやっていきますので、よろしく願います。

**○高橋委員** 委員長、市役所新庁舎が今年の11月18日に竣工式で、そして、年が明けて、新たな庁舎で、今度はまたこの議論をするんですね。そういうことを考えたときに、やはり議会としてもタイムリミットを示していかなければならないかと思うんですよ。産業水道委員会なのか都市建設委員会なのか。その辺も正副委員長にお任せしますが、執行部とも密接に協議をして、我々が理解を得られるような委員会付託に持って行っていただけるように努力をしていただきたい、そのように要望しておきます。

**○須田委員長** 恐らく、委員会付託も当然ですし、それに伴って委員会の役割等々もいろいろ論議は出てくるのではないかなと思いますので、その部分に関しては、議会運営委員会なり代表者会議で報告なりいろいろな形で、議会運営委員会ではできてくるんでしょうけれども、そういう話し合いの中できちんとした論議ができる場をつくっていただけるように、私たちの所管の委員会の委員長としても、ほとんど力はないですが尽力できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかに。

袴塚委員。

**○袴塚委員** すみません、1件だけお伺いします。

早く公営企業会計にすべきだということを言っていましたので、私も異論がないところでありますけれども、今回の組織統合において、下水道処理については、いわゆるその賄い率が低いということで公金が投入されている。

しかし、公会計からすれば自己完結型が企業会計ですから、その辺のシナリオ、ここから自己完結型にい

つごろまでに、どんなふうなシナリオで持っていくのかと、こういうふうな考え方というのは、この行政改革の組織の統合とあわせてお話しをいただくというのが筋だと思っております。

そして、もう一つは、農業集落排水、特会という下水の処理の仕方があります。これらについても賄い率がどうも一定ではないということで、早くこれを統合して、本来だったら下水道一本として公会計に持っていくべきではないかと、こういうふうな話をしていたんですが、その辺のシナリオがまだ説明をいただいていないということですので、今後、どういうふうな検討をされるのかわかりませんが、その財政的な部分、要するに企業会計だったら自己完結型ですから、自分の収入で自分で賄うということが原則では筋だと。こうなってから公会計、要するに、組織統合もしますよと、こういう話だったはずなんですが、今回、こういうことに先に示された、また平成29年度に我々も認めた、これはこれでいいんですが、しかし、その財政的な負担の部分についてこれからどういうシナリオをお考えいただいているのか、お伺いさせていただきます。

○須田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの袴塚委員からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、賄い率、いわゆる経費回収率につきましては、これまで法適用の全部適用の目安としましては、国の通達では経費回収率が70%から80%という数値が示されておりますという説明をしまいましたが、現在、本市の下水道事業の経費回収率につきましては、地方公営企業法の財務規定の適用により、計算方法が一部変更となった事情等がございますが、平成28年度の決算では68.1%となっており、年々向上を見せております。また、一般会計繰入金につきましては、平成27年度にピークを迎えまして、それ以降は減少に転じているところでございます。

また一方で、今後の整備においては、市街化調整区域が主となること、また施設の老朽化等も進んでおり、限られた財源の中で新たな環境整備を継続しながら施設の老朽化対策に取り組む必要があることから、維持管理費等の経常経費のさらなる縮減も求められているところでございます。

このような状況を踏まえまして、現在の経営状況及び今後の下水道事業の経営を考えるに当たりまして、職員全体の経営に対する意識を高めるとともに、より一層の経営の効率化及び機動性を高める必要があることから、今回、地方公営企業法の全部適用を行うものでございます。

また、農業集落排水等の統合の件に関しまして、本市の現状といたしましては、下水道事業は地方公営企業法の財務適用により企業会計となっております。農業集落排水事業は法非適用の特別会計となっております。経理を別々に行う必要があることと、処理施設等の統合の余地も小さいことから、組織統合をした場合において、現状では、事務や組織の合理化をできる部分が限定的でありまして、本市の行革プランにも現在挙げられていない状況でございます。

また、このたびの上下水道の組織統合につきましては、下水道事業への地方公営企業法の全部適用を行うに当たりまして、この全部適用を合理的かつ円滑に進めるために、水道部において培ってきた公営企業のノウハウと人的資源を最大限に活用すべく、上下水道事業の組織統合を行うものでございます。

なお、上下水道事業が統合された後にもより効率的な生活排水処理体系の確立に向けまして、引き続き生活排水処理部門の統合について、検討は行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 予期していた質問なのかなというふうに、今、答弁を聞いて思っておりました。

それはそれで結構でございますけれども、今、お話があったように施設の老朽化、そして賄い率の向上、またはコスト意識、これは当然ながら企業会計としてはやっていかなければならない、こういうことだというふうに思っています。

特に私が心配しているのは、今、水道部分においてもアセットマネジメントを用いて、向こう40年間の費用の経費のあり方、そしてその補填の仕方、こういったものを継続的に、一生懸命やっている。ここに、今、賄い率が非常に低いと僕は思っているんですが、そういうふうな会計が入っていくことによって、さらなる公営企業会計としての悪化を招かないのかどうかという心配もあります。

ただ、その中で、今、上市地区、いわゆる旧市内、ここは合流式ということになっておりまして、汚水の環境整備もしていかなければならない、こういう状況だと思っておりますが、その辺についてももしっかり管理運営しながら、早期の改善、要するに今はやりの大雨が降ると、合流式ですから全て流れちゃうんですよ、那珂川に。そうすると、そこに汚水が垂れ流しになってしまうと、こういうことがあるわけです。これもやっぱり早期に改善しなければならない問題ではないかということで、これまでも議会でも私も質問させていただいていたところでありまして、そういうふうな改善の方法がやっぱりめじろ押しであると、このことをしっかり自覚なさって、そして公営企業会計のノウハウ、こういうものを利用して改善に努めていただきたい、こういう意見だけ申し上げておきます。

○須田委員長 ほかにありませんか。

田中委員。

○田中委員 これから多数の条例が出てくるということで、その際に、よく精査、検討したいと思っておりますが、今日お聞きしておきたいのは、まず1点目の2ページに各目的がございますけれども、端的に機動性を高め、経営の合理化を図るという場合に、機動性というのは何をイメージすればいいのか、お答えいただきたいと思っております。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 両公営企業の経営を一の管理者のもとで行うことによって、経営の判断のスピード、そういったものが上がっていくということでございます。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 なるほどと、そういうことがあるかもわからないと思いましたが、統合後の組織体制というのが3にございますけれども、例えば、前段中核市の説明があったときに、どれくらい人がふえますよというような御説明が数字で出ておりましたが、今回のものにはそれがありませんので、お答えできればお答えいただきたいんですけども、例えば下水道について言えば、年間何件ぐらい契約や工事検査事務があるのか。それが市長部局から水道部局に移った場合に、水道総務課の当然人的体制にも影響が出てくるものでありますし、逆に言えば市長部局のほうはその分負担が減るということになると思うんですけども、そのことによるプラスマイナスというものは当然出てくるとは思いますが、それで果たして効率的になるのかと。同じ事



務が減るわけではないので、その辺の関係が具体的に示されないと、本当に効率化というのかという点がまだ疑問があるんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの田中委員の質問にお答えさせていただきます。

定数につきましては、正式には例年3月議会において提案予定の定数条例においてお示ししてございますので、現時点で明確にお答えすることはできないのですが、現時点におきまして、おっしゃられたとおり、例えば、下水道事業の法の全部適用の移行に伴いまして水道総務課に事務がふえてまいります。それに伴う事務の増、それから市長部局から水道部に事務が移管することによって、市長部局の定数の減、それから上下水道統合推進室ですね、こちらの廃止に伴う人数の減少などが見込まれてございます。今回、組織をお示ししまして、今後、円滑に下水道事業の法の全部適用を行いながら、安定した市民サービスを維持することをまず前提といたしまして、しっかりとした体制で4月1日を迎えられるよう、職員定数の適正化についても努めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、本件について終わります。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時50分 散会